

被害防止計画目標評価報告書

1 対象地域及び実施期間

対象地域	北栄町全域
実施期間	令和２年度～令和４年度

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
有害捕獲	イノシシ シカ ヌートリア キジ カラス アナグマ等	R2 捕獲活動役務賃金 102 回×5,000 円＝ 510,000 円 R3 捕獲活動役務賃金 110 回×5,000 円＝ 550,000 円 R4 捕獲活動役務賃金 133 回×5,000 円＝ 665,000 円	北栄町鳥獣 対策協議会		捕獲活動により、 有害鳥獣の個体数を 調整し、農林水産業 等の被害を軽減し た。 *R2 捕獲数 イノシシ 23 頭 ヌートリア 6 頭 カラス 36 羽 アナグマ等 3 頭 *R3 捕獲数 イノシシ 13 頭 シカ 4 頭 ヌートリア 17 頭 カラス 16 羽 アナグマ等 7 頭 *R4 捕獲数 イノシシ 7 頭 シカ 3 頭 ヌートリア 18 頭 カラス 86 羽 アナグマ等 4 頭

3 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(年度)の 実績値(A)	目標値 (B)	目標年(年度) の実績値(C)	達成率(%) (A-C)/(A-B)	備 考
被害金額の軽減 (イノシシ、カラス類、 タヌキ・アナグマ、ヌー トリア)	万円 214.1	万円 149.8	万円 66.6	% 229	
被害面積の軽減 (イノシシ、カラス類、 タヌキ・アナグマ、ヌー トリア)	a 530	a 371	a 60	% 296	

4 総合評価

被害防止計画での目標年度実績は目標値を達成することができたが、町内の広範囲にわたり被害が発生していることもあり、引き続き、積極的な捕獲活動等を実施していくこととする。

5 第三者の意見

大栄町土地改良区理事長 井中信一氏

イノシシ等の有害鳥獣捕獲は、取り組んだ分だけは確実に成果が上がるが、捕獲しないと個体数が増えていく。そのため、鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動や、ヌートリア・アライグマでは自主防除組織での捕獲活動を継続し、引き続き取り組んでいく必要がある。今後さらに捕獲を強化し個体数の減少に取り組むため、新たな狩猟免許取得者を増やしていくことが必要である。

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記1の第6の2の(1)及び(2)に基づき実施要領(別記1)別記様式第4号の改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 2の事業効果には、実施要領(別記1)別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設又は捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を別紙に具体的に記載し、添付すること。